

○福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

別表第5

排水指定事業場排水基準

1 法定有害物質に係る排水基準

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容 限度	その他の水域における許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.003ミリグラム	1リットルにつきカドミウム0.03 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。	1リットルにつきシアン0.5ミリ グラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチ オン、メチルパラチオ ン、メチルジメトン及 びEPNに限る。）	検出されないこと。	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.05ミリグラ ム	1リットルにつき鉛0.1ミリグラ ム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.02 ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.2 ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.01ミリグ ラム	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.1ミリグ ラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリ グラム	1リットルにつき水銀0.005ミリ グラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	1リットルにつき0.003ミリグラ ム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラ	1リットルにつき0.02ミリグラム

	ム	
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素1ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素23ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットル	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出され、かつ、排水指

	につきふっ素1.5ミリグラム	定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水指定事業場排水の量（以下「1日平均排水量」という。）が30立方メートル以上であるもの1リットルにつきふっ素10ミリグラム 海域に排出され、かつ、1日平均排水量が30立方メートル未満であるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1・4―ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法による。
- 「検出されないこと。」とは、1の検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 第20条第9号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに掲げるものに限り。）に規定する排水指定施設に係る指定事業場排水に適用する1・4―ジオキサンの排水指定事業場排水基準については、この表の規定にかかわらず、同表1・4―ジオキサンの項中「0.05ミリグラム」とあるのは「0.005ミリグラム」と、「0.5ミリグラム」とあるのは「0.05ミリグラム」とする。

2 法定外有害物質に係る排水基準

法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
イソキサチオン	1リットルにつき0.008ミリグラム	1リットルにつき0.08ミリグラム

ダイアジノン	1リットルにつき0.005ミリグラム	1リットルにつき0.05ミリグラム
フェニトロチオン（別名MEP）	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
イソプロチオラン	1リットルにつき0.26ミリグラム	1リットルにつき2.6ミリグラム
オキシ銅（別名有機銅）	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
クロタロニル（別名TPN）	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
プロピザミド	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
クロルピリホス	1リットルにつき0.002ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
トリクロルホン（別名DEP）	1リットルにつき0.005ミリグラム	1リットルにつき0.05ミリグラム
イプロジオン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
エトリジアゾール（別名エクロメゾール）	1リットルにつき0.004ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム
キャプタン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
クロロネブ	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
トルクロホスメチル	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき2ミリグラム
フルトラニル	1リットルにつき0.23ミリグラム	1リットルにつき2.3ミリグラム
ペンシクロン	1リットルにつき0.14ミリグラム	1リットルにつき1.4ミリグラム
メプロニル	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
アシュラム	1リットルにつき1ミリグラム	1リットルにつき10ミリグラム
ナプロパミド	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
ブタミホス	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ペンディメタリン	1リットルにつき0.31ミリグラム	1リットルにつき3.1ミリグラム
ベンフルラリン（別名ベスロジン）	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
メコプロップカリウム	1リットルにつき0.047ミリグラム	1リットルにつき0.47ミリグラム

塩（別名MCPKカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン塩（別名MCPKジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	ム（メコプロップとして）	（メコプロップとして）
アセフェート	1リットルにつき0.0063ミリグラム	1リットルにつき0.063ミリグラム
メタラキシル及びメタラキシルM	1リットルにつき0.058ミリグラム（メタラキシルとして）	1リットルにつき0.58ミリグラム（メタラキシルとして）
ジチオピル	1リットルにつき0.0095ミリグラム	1リットルにつき0.095ミリグラム
トリクロピル	1リットルにつき0.006ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
ピリブチカルブ	1リットルにつき0.023ミリグラム	1リットルにつき0.23ミリグラム
エトフェンプロックス	1リットルにつき0.082ミリグラム	1リットルにつき0.82ミリグラム
チオジカルブ	1リットルにつき0.08ミリグラム	1リットルにつき0.8ミリグラム
アゾキシストロビン	1リットルにつき0.47ミリグラム	1リットルにつき4.7ミリグラム
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	1リットルにつき0.006ミリグラム（イミノクタジンとして）	1リットルにつき0.06ミリグラム（イミノクタジンとして）
プロピコナゾール	1リットルにつき0.05ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
ホセチル	1リットルにつき2.3ミリグラム	1リットルにつき23ミリグラム
ポリカーバメート	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
シデュロン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
ハロスルフロンメチル	1リットルにつき0.26ミリグラム	1リットルにつき2.6ミリグラム

フラザスルフロン	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
アセタミプリド	1リットルにつき0.18ミリグラム	1リットルにつき1.8ミリグラム
イミダクロプリド	1リットルにつき0.15ミリグラム	1リットルにつき1.5ミリグラム
クロチアニジン	1リットルにつき0.25ミリグラム	1リットルにつき2.5ミリグラム
チアメトキサム	1リットルにつき0.047ミリグラ ム	1リットルにつき0.47ミリグラム
テブフェノジド	1リットルにつき0.042ミリグラ ム	1リットルにつき0.42ミリグラム
ペルメトリン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
ベンスルタップ	1リットルにつき0.09ミリグラム	1リットルにつき0.9ミリグラム
ジフェノコナゾール	1リットルにつき0.025ミリグラ ム	1リットルにつき0.25ミリグラム
シプロコナゾール	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
シメコナゾール	1リットルにつき0.022ミリグラ ム	1リットルにつき0.22ミリグラム
チオファネートメチル	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
チフルザミド	1リットルにつき0.037ミリグラ ム	1リットルにつき0.37ミリグラム
テトラコナゾール	1リットルにつき0.01ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
テブコナゾール	1リットルにつき0.077ミリグラ ム	1リットルにつき0.77ミリグラム
トリフルミゾール	1リットルにつき0.039ミリグラ ム	1リットルにつき0.39ミリグラム
バリダマイシン	1リットルにつき1.2ミリグラム	1リットルにつき12ミリグラム
ヒドロキシイソキサゾ ール（別名ヒメキサゾ ール）	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
ベノミル	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ボスカリド	1リットルにつき0.11ミリグラム	1リットルにつき1.1ミリグラム
エトキシスルフロン	1リットルにつき0.14ミリグラム	1リットルにつき1.4ミリグラム

オキサジアルギル	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
オキサジクロメホン	1リットルにつき0.024ミリグラム	1リットルにつき0.24ミリグラム
カフェンストロール	1リットルにつき0.007ミリグラム	1リットルにつき0.07ミリグラム
シクロスルファムロン	1リットルにつき0.08ミリグラム	1リットルにつき0.8ミリグラム
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	1リットルにつき0.0051ミリグラム（MCPAとして）	1リットルにつき0.051ミリグラム（MCPAとして）
トリネキサパッケチル	1リットルにつき0.015ミリグラム	1リットルにつき0.15ミリグラム

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、知事が定める方法による。

3 法定項目に係る排水基準

法定項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 水素指数5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 水素指数5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき40ミリグラム（日間平均1リットルにつき30ミリグラム）
化学的酸素要求量	1リットルにつき40ミリグラム（日間平均1リットルにつき30ミリグラム）
浮遊物質	1リットルにつき70ミリグラム（日間平均1リットルにつき50ミリグラム）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1リットルにつき1ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1リットルにつき10ミリグラム
フェノール類含有量	1リットルにつき1ミリグラム
銅含有量	1リットルにつき2ミリグラム
亜鉛含有量	1リットルにつき2ミリグラム

溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム
大腸菌数	1ミリリットルにつき800コロニー形成単位
窒素含有量	1リットルにつき120ミリグラム（日間平均1リットルにつき60ミリグラム）
りん含有量	1リットルにつき16ミリグラム（日間平均1リットルにつき8ミリグラム）

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である排水指定事業場に係る排水水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法による。
- この表に掲げる窒素含有量及びりん含有量についての排水基準（日間平均に係る許容限度に限る。）は、福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成14年福島県条例第23号）第20条第1項に規定する湖沼排水指定事業場排水基準の適用を受ける排水指定事業場排水水については、適用しない。

4 法定外項目に係る排水基準

法定外項目	許容限度
ニッケル含有量	1リットルにつき2ミリグラム
水温	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。
色度	排出先の公共用水域の水質に著しい変化を与えないこと。

備考

- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である排水指定事業場又は特定事業場に係る排水水について適用する。
- この表に掲げる数値の検定方法は、規格K0102の59に定める方法による。

別表第6

1 法定有害物質

法定有害物質の種類	検定方法	数値
カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号。以下「告示」という。）に掲げる方法	1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
シアン化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきシアン0.1ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.1ミリグラム
鉛及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき鉛0.005ミリグラム
六価クロム化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき六価クロム0.01ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.005ミリグラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
トリクロロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
テトラクロロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム

ジクロロメタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
四塩化炭素	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム
1・2—ジクロロエタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0004ミリグラム
1・1—ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
シス—1・2—ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.004ミリグラム
1・1・1—トリクロロエタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
1・1・2—トリクロロエタン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム
1・3—ジクロロプロペン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0002ミリグラム
チウラム	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0006ミリグラム
シマジン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.0003ミリグラム
チオベンカルブ	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.002ミリグラム
ベンゼン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
セレン及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきセレン0.002ミリグラム
ほう素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきほう素0.2ミリグラム
ふっ素及びその化合物	告示に掲げる方法	1リットルにつきふっ素0.2ミリグラム

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	告示に掲げる方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては1リットルにつきアンモニア性窒素0.7ミリグラム 亜硝酸化合物にあつては1リットルにつき亜硝酸性窒素0.2ミリグラム 硝酸化合物にあつては1リットルにつき硝酸性窒素0.2ミリグラム
1・4―ジオキサン	告示に掲げる方法	1リットルにつき0.005ミリグラム

備考 この表の左欄に掲げる物質であつてゴルフ場で使用するものを検定する場合には、地下50センチメートルの土を採取し、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）第1に掲げる方法により作成した検液についてこの表の中欄に掲げる検定方法により検定するものとする（2の表において同じ。）。

2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値
イソキサチオン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ダイアジノン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
フェニトロチオン（別名MEP）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
イソプロチオラン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
オキシ銅（別名有機銅）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0008ミリグラム
クロタロニル（別名TPN）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
プロピザミド	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
クロルピリホス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラ

		ム
トリクロルホン（別名 DEP）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
イプロジオン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
エトリジアゾール（別 名エクロメゾール）	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
キャプタン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
クロロネブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
トルクロホスメチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
フルトラニル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ペンシクロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
メプロニル	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
アシュラム	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ナプロパミド	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ブタミホス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ペンディメタリン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ベンフルラリン（別名 ベスロジン）	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
メコプロップカリウム	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム

塩（別名MCPPカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン塩（別名MCPPジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩		ム
アセフェート	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
メタラキシル及びメタラキシルM	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ジチオピル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
トリクロピル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ピリブチカルブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
エトフェンプロックス	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
チオジカルブ	知事が定める方法	1リットルにつき0.008ミリグラム
アゾキシストロビン	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム（イミノクタジンとして）
プロピコナゾール	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム
ホセチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.1ミリグラム
ポリカーバメート	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラ

		ム
シデュロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
ハロスルフロンメチル	知事が定める方法	1リットルにつき0.001ミリグラム
フラザスルフロン	知事が定める方法	1リットルにつき0.0005ミリグラム